3　在院中在所者には、法第四十二条第一項第二号及び第四号に掲げる物品は、法務大臣が定める品名のものについて、法第八十八条第一項又は第二項の規定により面会を許す場合その他の法務大臣が定める場合において適当と認めるときに限り、自弁のものの摂取を許すことができるものとする。

4　在院中在所者には、法第四十二条第一項第三号に掲げる物品は、法務大臣が定める品名のものについて、その者の観護処遇上適当と認める場合に限り、自弁のものの使用を許すことができるものとする。

5　在院中在所者には、法第四十二条第一項第五号に掲げる物品は、次に掲げる物品（法務大臣が定める品名のものに限る。）について、自弁のものの使用を許すことができるものとする。

一　タオル、歯ブラシその他の日用品

二　学用品その他の知的及び教育的活動に用いる物品

三　手袋、マスクその他の身体に装着する物品（衣類を除く。）であって、在院中在所者の健康状態その他の事情に照らして使用することが必要なもの

6　在院中在所者には、法第四十二条第一項各号に掲げる物品についての自弁のものの使用及び摂取は、少年鑑別所の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合には、これを許さないものとする。在院中在所者としての地位に照らして使用又は摂取を許すことが適当でない物品についても、同様とする。

7　前各項に定めるもののほか、法第四十二条第二項の規定により在院中在所者に自弁の物品の使用又は摂取を許す基準は、法務大臣が定める。

（法第四十三条第一項第三号に規定する法務省令で定める物品）

第二十七条　法第四十三条第一項第三号に規定する法務省令で定める物品は、次に掲げる物品とする。

一　印紙及び印鑑

二　かつら（裁判所に出頭する場合その他の少年鑑別所の長がかつらの着用を許すことが適当と認める場合に限る。）

第八章　金品の取扱い

（差入れの申出書の提出等）

第二十八条　少年鑑別所の長は、在所者に金品を交付しようとする者に対し、次に掲げる事項について、これを記載した申出書の提出を求め、又は質問することができる。

一　氏名、生年月日、住所、電話番号及び職業

二　交付の相手方である在所者の氏名及びその者との関係

三　交付しようとする現金の額又は物品の品名及び数量

2　少年鑑別所の長は、前項に規定する者に対し、同項第一号及び第二号に掲げる事項を証明する書類その他の物件の提出又は提示を求めることができる。

（法第五十三条第二項に規定する法務省令で定めるもの）

第二十九条　法第五十三条第二項に規定する在所者について領置している物品から除くものとして法務省令で定めるものは、次に掲げる物品とする。

一　在所者が当事者である係属中の裁判所の事件に関する記録その他の書類又はその写し

二　眼鏡その他の補正器具

（領置物品の引渡し等）

第三十条　在所者には、入所後速やかに、及び一週間に一回以上、法第五十四条第一項本文及び第三項に規定する求めをする機会を与えるものとする。ただし、その求めに係る物品が前条各号に掲げる物品であるときは、一日に一回以上、その機会を与えなければならない。

（引渡しを受けた領置物品等の保管方法等）

第三十一条　法第五十四条第一項本文の規定により在所者が引渡しを受けて所持する物品は、少年鑑別所の長が指定する居室内又は居室外の棚、容器その他の保管設備に保管させるものとする。

2　前項の物品を居室外の保管設備に保管させるときは、在所者に、一日に一回以上、その設備にその物品を出し入れする機会を与えなければならない。ただし、居室棟外の保管設備について、日曜日及び第十七条第一項各号に掲げる日にその機会を与えることが少年鑑別所の管理運営上困難であるときは、この限りでない。

3　在所者が受けた信書でその保管するものは、少年鑑別所の長が指定する居室内の棚、容器その他の保管設備に保管させるものとする。

4　法第五十四条第二項の規定による在所者が所持することができる物品の量及び保管することができる信書の通数の制限は、第二十九条各号に掲げる物品以外の物品又は信書について行うことができるものとする。

（差入れ等に関する制限）

第三十二条　法第六十条の規定による在所者に対する金品の交付及び在所者による自弁物品等（法第四十八条第一項第一号に規定する自弁物品等をいう。以下この条において同じ。）の購入についての制限は、次に掲げる制限をすることにより行うことができるものとする。

一　次のイ又はロに掲げる事項についての制限

イ　在所者に対する金品の交付の申出及び在所者による自弁物品等の購入の申請の日及び時間帯

ロ　一人の者が一定の期間内に一人の在所者に交付する物品の種類ごとの数量及び在所者が一定の期間内に購入する自弁物品等の種類ごとの数量

二　在所者に交付しようとする物品又は在所者が購入しようとする自弁物品等であって、少年鑑別所の長が定める種類のものについて、少年鑑別所の長が指定する事業者から購入するものに制限すること。

（法第六十四条第一項に規定する法務省令で定める遺族その他の者）

第三十三条　法第六十四条第一項に規定する法務省令で定める遺族その他の者は、次に掲げる者とする。

一　在所者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第六十八条第一項第一号において同じ。）、子、父母、祖父母及び兄弟姉妹

二　前号に掲げる者以外の者であって、在所者の死亡の当時その保護者であったもの

三　前二号に掲げる者がいない在所者について、その者が指定した者（一人に限る。）

四　在所者がその国籍を有する外国の大使、公使、領事官その他領事任務を遂行する者

（死亡者の遺留物の引渡し）

第三十四条　死亡した在所者の遺留物（少年鑑別所に遺留した金品をいう。以下この条及び第六十八条第一項において同じ。）は、前条各号に掲げる者のうち、最初にその引渡しを申請した者に引き渡すものとする。ただし、第六十八条第一項各号に掲げる順序に従いその者より先順位の者に対し法第百二十九条の規定による通知を行った場合（その者がその遺留物の交付を申請しない旨の意思表示をしたときを除く。）において、相当の期間内に、その者からその引渡しの申請があったときは、その遺留物は、その者に引き渡す。

第九章　書籍等の閲覧等

（翻訳の費用の負担）

第三十五条　法第六十六条第三項及び第六十七条第三項に規定する翻訳の費用は、書籍等又は新聞紙（次条第一項の規定により少年鑑別所の長が指定するものを除く。）について、その閲覧の目的及び在所者の負担能力に照らしてその者に負担させることが相当と認められるときに限り、その者に負担させることができるものとする。ただし、在所者が次の各号のいずれかに該当する者である場合は、特別の事情があるときを除き、この限りでない。

一　国語を読解する能力を有しない者

二　点字によらなければ書籍等又は新聞紙を閲覧できない者